

年収の壁はどうなった？

今回の税制改正により、いわゆる「年収の壁」についても一部、影響があります。

「年収の壁」とは主に、①所得税（税負担）に関わる壁、②社会保険の適用に関わる壁に大別されることが多く、この2つの壁について説明していきます。

所得税（税金）に関わる壁（103万円の壁）

給与所得者に適用される給与所得控除（55万円）と、誰にでも適用される基礎控除（48万円）を合計すると、所得税が発生しない年収の上限が103万円となります。これが、いわゆる「103万円の壁」でした。

103万円の壁は、「扶養控除」の適用に関わる所得税上の基準として知られており、パートタイムで働く配偶者や扶養者が年収103万円を超えると、所得税の課税対象となるだけでなく、扶養控除の対象から外れることになり、主たる生計維持者の所得税にも影響

していました。

今回の改正では、給与所得控除と基礎控除が改正され、160万円までは所得税が発生しなくなり、扶養控除についても123万円まで基準が引き上がりました。

併せて、配偶者控除を満額で受けられる基準も160万円に引き上げられ、大学生年代（19～22歳）の方は123万円を超えても段階的に控除額が減少する「特定親族特別控除」も導入されたことで、実質的に103万円の壁は無くなったと言えます。ただし、会社等が独自に設けている「配偶者手当」の支給要件については、引き続き存在する場合もあるため、ご注意ください。



社会保険に関わる壁

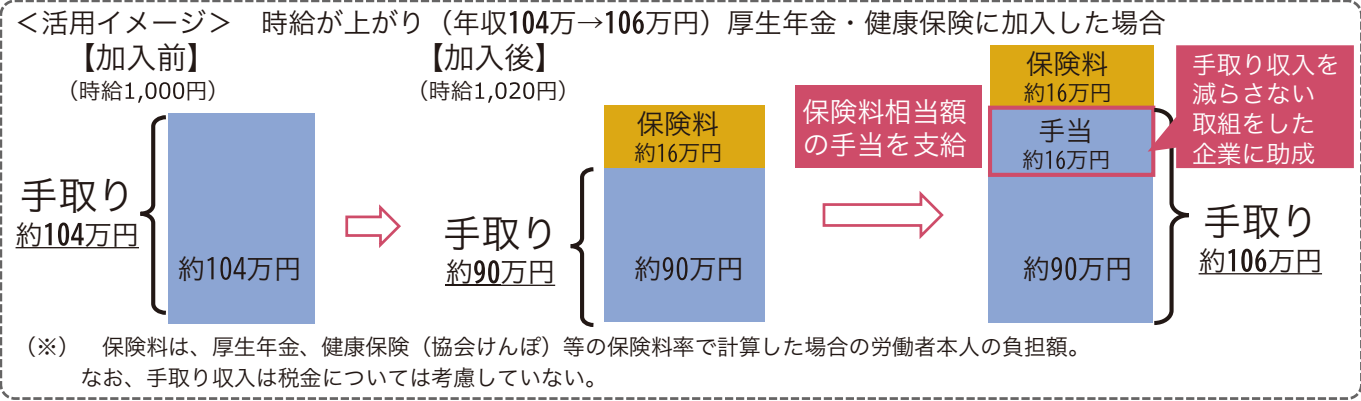
社会保険に関する年収の壁には、パートやアルバイトとして働く方が、年収106万円以上となるこ

130万円の壁への対応

パート・アルバイトの方が、繁忙期に労働時間を延長したことなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業者（会社など）が一時的に収入が上がったことを証明すれば、引き続き配偶者の扶養に入ることが可能となる仕組みです。

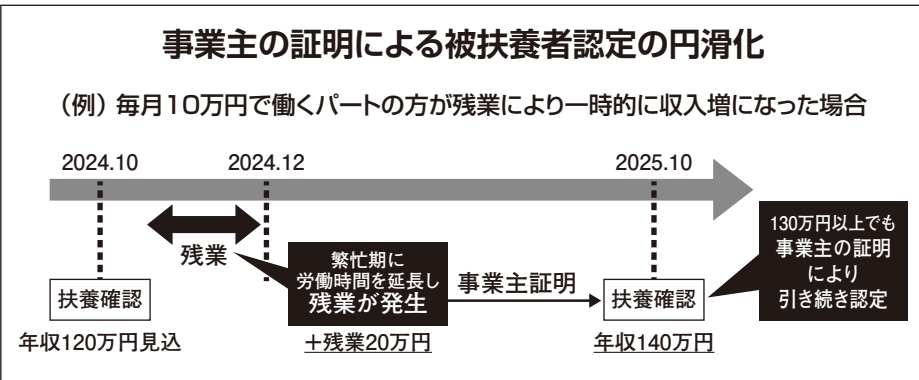
106万円の壁への対応イメージ

(厚生労働省 年収の壁・支援強化パッケージチラシより抜粋)



130万円の壁への対応イメージ

(首相官邸の資料より抜粋・一部改変)



関連リンク集

本記事は令和7年10月時点の内容をまとめています。具体的な改正点や制度等の利用については、下記のQRコード等で最新の情報をご確認のうえ、対応くださいますようお願い致します。

国税庁

「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」



厚生労働省

「年収の壁・支援強化パッケージ」(106万円の壁・130万円の壁の対応)



社会保険に関する壁

(首相官邸の資料より抜粋・一部改変)

	発生する社会保険料	対象となる要件 (全ての要件を満たす)
106万円の壁	厚生年金保険 健康保険	・賃金が月額8.8万円以上 (年収換算で約106万円以上) ・事業所の従業員数が51人以上 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・学生ではない
130万円の壁	国民年金 国民健康保険	・年間収入が130万円以上 ・事業所の従業員数が50人以下

・従業員数は、厚生年金保険の被保険者数で判断します。
・従業員数が50人以下の事業所においても、労使合意を行っている場合は対象となる可能性があります。

とで、厚生年金・健康保険に加入することになる（要件有り）「106万円の壁」と、年収が130万円となることで、配偶者等の社会保険の扶養から外れ、自身で国民年金・国民健康保険に加入することになる「130万円の壁」が存在します。

方で、厚生労働省が提唱する「年収の壁・支援強化パッケージ」の施策により、年収を気にせず安心して働ける環境づくりが進められています。これらの制度を活用することで、従業員の方々がより働きやすくなることが期待されています。

年収の壁・支援強化パッケージ（106万円の壁への対応）

キャリアアップ助成金

「社会保険適用時処遇改善コース」

パート・アルバイトで働く方の厚生年金保険や健康保険の加入に合わせて、手取り収入を減らさないための取組（※）を実施する企業に対し、労働者一人当たり最大50万円の支援をしています。

（※）手取り収入を減らさないための取組

- ・社会保険適用促進手当の支給（社会保険料の算定対象外）
- ・賃上げによる基本給の増額
- ・所定労働時間の延長

→詳細な要件はP5のQRコードからご確認ください。